

6 「政党交付金は選挙に使えない」

2012年12月27日、松浦議員の秘書たちは、「政党交付金は選挙に使えない」と私に嘘を言いました。

今なら、ただちに「違います。政党交付金は秋田3区で私を当選させるための資金です。他に何に使うんですか」と言い返せます。

でも当時、恥ずかしいことに私は政党交付金にまったく無知でした。

雪の中をはいずり回っての選挙運動で心身は耗弱。それに追い打ちをかけるかのように、5人による闖入によって、情けないことに頭も口もノックアウト状態でした。

「政党交付金で選挙は戦えない」

私の選挙に政党交付金を使えないと言われても、衆院選ですから、当然ながら支出はありました。そのカネについて松浦議員の秘書たちは、「松浦の現金で立て替えて払った」。そして「三井の選挙」のお金を立て替えたのだから、三井の個人口座から返してもらおう、と言うのです。

秘書A 選挙のおおもとの収入というのが、三井さんの党からの公認料の500万です。でも、実際お金あるのは200万ですよ、それはわかりますよね。

三井 (三井註：供託金の)300万円が戻ってきてないから？

秘書A 供託金が戻るのが1月中旬なので、実際のお金は200万しかないんです。その300万はうちの事務所で立て替えしています。なのでそれが戻ってきて、うちの事務所が立て替えしているのを、すべて立て替え返しをしてからなので、もうちょっと金額出るのは遅くなりますね。これからまだ払いに行くところもたくさんあるので。

.....(中略).....

三井 政党交付金では選挙は戦えないの？

秘書A 戦えないです。この間お話ししたとおりなんですけど。

三井 政治活動ですよ。

秘書A あくまで、選挙というのは、三井さんの個人資産、そして推薦料、公認料、陣中見舞い、このお金で闘わなきゃいけないんで。

三井 まあでも、政治活動に使うものでしたよね、政党交付金というのは。

「うちの事務所で立て替えるしかない」

前回書きましたが、衆院選に使うようにという書面つきで党本部から政党支部に政党交付金が送金されていることを私は知りませんでした。それより何より、選挙活動で目いっぱいだった私には、選挙運動のカネがどう使われたかは、選対を仕切った松浦事務所秘書らの言うことを信じるしかありませんでした。

こんな私に、秘書たちは、言います。

——選挙資金は公認料500万円で賄うものである。

——500万円のうち300万円は供託金に使ったので、その分の現金は松浦事務所で立て替えた。

——供託金300万円が戻ったら、松浦事務所からの借金の返済にあてる。

私は、政治資金に関して全く無知でしたので、秘書らに何度も教えを乞うています。秘書らがそれにどう応えているか。その台詞を、12月27日の反訳から再現します。

秘書A いえいえいえいえ、実際に、会計上の数字は500万の収入になっているんですけど実際、現金は200万しかないじゃないですか。

三井 200です。でも200万あるんですか ところで。

秘書A いま、それで支払いに歩いているんです。私たちは。

三井 あ〜、そしたらマイナスかもしれない、ということですね。

秘書A そこは、うちの事務所で、一時的に立て替えるしかないな、と私は思っています。

三井 一時的に立て替えて。

……………(中略)……………

秘書A 迷惑なんです、ほんとに。ほんとにこの野郎って思うんですけど。なんで、3区のほうで立て替えができないので、政党交付金な

ので。

秘書B うーん、政党交付金は手をつけられないものね。

秘書A で三井マリ子と進む会からも、立て替えられないじゃないですか。寄付で、これはこのままお返しするので。それじゃやっぱりうちの事務所で立て替えるしかないなって私は思ってます。

三井 それはいろいろなもの、あの、赤字になった場合ですか。

秘書A 赤字になった場合というか、後で、戻ってくるのが、1月の中旬じゃないと戻ってこないの。

秘書B その、供託金でしょ。

秘書A それまで支払わなきゃいけないところは、うちの事務所で立てかえるしか

三井 事務所で立て替えるということですね。

秘書A で、(三井註：供託金が)もどってきたらいただきます。

「政党交付金でも、後援会寄付でも立て替えられない」

以上のように、選挙に使った支出は、政党支部の政党交付金でも、後援会(三井マリ子と進む会)の寄付でも、立て替えられないと、秘書らは述べます。「だから松浦事務所で選挙費用を立て替えるしかない」というわけです。よって、供託金が戻ってきたら松浦事務所が立て替えた分を返却してもらう、と強弁します。

しかし、何にいくら支出して、それをいつ立て替えたのか、については一言もありません。

12月27日時点の私は知らなかったのですが、「政党交付金でも、後援会の寄付でも立て替えられない」は事実と反します。

政党交付金は、選挙に使うためのオカネです。それを、松浦議員側はできるだけ使わずに残そうとしただけのこと。

私の後援会への寄付金については、次回、次々回に述べますが、秘書Aは後援会寄付金を私に断りなく引き出して、それを私から指摘されると、「ウグイス嬢などの人件費に使った」と言いました。ウグイス嬢の人件費は、まぎれもない選挙費用です。

政党支部は候補者に寄付ができる

秘書A、Bが、私に言った「政党交付金は選挙に使えません」は、私の無知につけこんだ大嘘。それがわかったのは、裁判に備えて政党交付金に関する本を読んでからでした。

実は、本を読まなくてもわかるように、民主党本部は、2012年の衆院選

にあたって、政党交付金が候補者の選挙運動に使えることを、各候補の陣営に知らせていました。

日付は2012年12月9日。文書名「衆議院総選挙にかかわる資金交付と会計処理等について」。民主党財務委員会経理局から、「候補者ならびに、総支部・資金管理団体・選挙事務所、会計（出納）の責任者・経理担当者」あてに郵送されました。

私が、この文書の存在を知ったのは、それから2年以上もたった2015年3月、松浦被告側から証拠として（私の選挙の費用は民主党のカネなのだ、と主張するための証拠として）裁判所に提出された時でした（書証乙60号）。

この文書には、政党支部から候補者への資金移動が可能である、と書かれています。「選挙運動費用収支報告書」の収入の部に「民主党秋田県第3総支部からの寄附」と記載するように、という会計処理上の指示もされています。

この文書を管理していたのは、松浦議員の秘書A、Bです。

なので、秘書らは、嘘と知りつつ「政党交付金は選挙資金には使えません」と言ったのです。

裁判になると、松浦被告らは、

「政党交付金は選挙資金に使えないと**思っていた**」と主張しました。

本当は、「三井は泣き寝入りすると**思っていた**」のではないのでしょうか。